

赤平市防災行政無線試験放送

問合せ
防災対策係
☎32-2211
(内線332)

赤平市では今年度から全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験を実施します。

試験当日は赤平市防災行政無線を使用し、国からの試験放送を放送しますのでご理解くださいようお願いします。

【放送内容】
これはJアラートの
テストです(×3回)



令和3年度実施スケジュール

【第1回】

5月19日(水)11時00分

【第2回】

10月6日(水)11時00分

【第3回(令和4年)】

2月16日(水)11時00分

留意事項

試験放送については、当日の天候や国際情勢などにより中止となる場合があります。

また、左記の実施日時以外にも臨時試験放送を実施する場合がありますのであらかじめご了承ください。

土砂災害警戒区域等の指定

問合せ
防災対策係
☎32-2211
(内線332)

令和2年度12月号広報あかびらでお知らせしました土砂災害警戒区域等について、3月19日および23日に北海道から指定されましたのでお知らせします。

なお、指定された場所については北海道のホームページや北海道士砂災害警戒情報システムで確認できるほか、市役所防災対策係窓口でも閲覧することができます。

○北海道告示番号

- 令和3年3月19日付け北海道公報第190号(北海道告示第218号及び第219号)
- 令和3年3月23日付け北海道公報第191号(北海道告示第228号及び第229号)

詳しくは…

◆北海道ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

◆北海道士砂災害警戒情報システム

<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>

01 告示文の印刷・閲覧など

本件に係る告示文の閲覧や印刷などを必要とする場合は、北海道庁の公式ホームページの「分類から探す」にある「行政、政策、税」の区分となっている「条例、規則、公報」からダウンロードしてください。

02 公示事項を記載した図書の電子媒体での閲覧

公示事項を記載した図書については、「北海道士砂災害警戒情報システム」のウェブサイト指定箇所の位置や区域を示す電子ファイルを公開しますので、周知公報などの情報媒体としてご利用ください。

03 土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域においては特定開発行為が制限されており、これを行なう際には所定の手続きが必要です。

経済センサス 活動調査

令和3年
6月1日

あなたの回答で、日本の未来が見える。
～全国すべての事業所・企業が対象です～

令和3年6月1日現在で、「令和3年経済センサス-活動調査」を実施します。

全国すべての事業所および企業が対象となります。全産業分野の売上(収入)金額や費用などを把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国のおよび地域別に明らかにすることを目的としています。

皆様の調査へのご理解・ご協力をお願いいたします。

調査票は令和3年5月末までにお届けします。

- 「統計法」という法律に基づき、回答する義務があります。
- 回答いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には絶対に使用しません。
- この調査をよそおう「かたり調査」にご注意ください!



◆どんなことを調査するの？

従業員は何人か、いつ開業したか、売り上げはいくらかなどを回答していただきます。

◆インターネットでも回答できるの？

調査期間内なら24時間いつでもインターネットでも回答ができます。

経済センサス - 活動調査キャンペーンサイトはコチラから→
<https://www.e-census2021.go.jp/>



問合せ
企画調整係
☎ 32-1834

犬の登録と狂犬病予防注射 (出張会場)開催中止について



5月に予定していた犬の登録と狂犬病予防注射の出張会場は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催中止となりました。

このため、出張会場で接種を予定していた皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、狂犬病予防注射の実施については、昨年同様、動物病院にて狂犬病予防注射の接種をお願いします。

診察時間などについては、各動物病院にお問い合わせください。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



「あかびら動物病院」で注射の場合
狂犬病予防注射と狂犬病予防注射
済票の交付手続きが同時にできます。

あかびら動物病院
☎32-2780(予約制)
東大町3-13

「その他の動物病院」で注射の場合
獣医師から「狂犬病予防注射済証」
(紙の証明書)が発行されますので、
生活環境交通係の窓口にて狂犬病
予防注射済証の交付手続きをして
ください。(手続きの際は、
交付手数料550円が必要
となります。)

登録と予防注射は飼い主の義務です

狂犬病予防法により生後91日以上の子犬は、生涯に1回の登録と年1回の予防注射が義務付けられています。

ケガや病気などの理由により注射を受けることができない場合は、動物病院で猶予証明をもらって市役所に提出してください。

犬の登録は生活環境交通係の窓口で受け付けています。

